

令和5年度三条市立笹岡小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針と同様に取り扱うものとする。

2 いじめの定義

（1）「いじめ防止対策推進法」第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）「いじめ類似行為の定義」（県条例第2条2項）

「いじめ類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いもの」（※1）とされている。

（※1） 具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、被害児童がそのことを知らずにいるような場合など

3 いじめ防止のための手立て

（1）いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

学校教育活動の全般をピースメソッドの視点で位置づけ、年間の活動を通して、児童生徒にいじめの防止のための基本的な資質を育成するよう活動を組み立てる。また個々の活動の中に必ずいじめ防止の視点、絆を深める視点、人間関係の円滑化を図る視点を設け、個々の活動を計画する。年間を5期の教育期に分け、各期に生活目標・指導の重点・SSTを関連づけて設定する。指導の重点には、「大きな声であいさつを交わす」「きまり正しい態度で学習や行事に参加する」や「友だちや自分のがんばりを認め合い、励まし合う」などを児童の実態に応じて設定する。

SSTは「あいさつ」「上手な聴き方」「仲間の誘い方・入り方」「気持ちをわかって働きかける」「あたたかい言葉がけ」などについて、児童の実態に応じて具体的なスキルを年間を通し学級活動で計画的に指導すると共に、全校での日常実践に生かす。

月	児 童 の 活 動 予 定
4 月	縦割り班顔合わせ会 あいさつ運動（年間5教育期） ひめさゆり朝会（毎月）
5 月	運動会
6 月	QU 検査 全校体力テスト いじめ見逃しゼロ強調月間 5年宿泊体験活動 6年佐渡合同宿泊体験活動 ひめさゆり体験活動Ⅰ 教育相談①
7 月	
8 月	ひめさゆり体験活動Ⅱ
9 月	陸上激励会 親善陸上大会
10 月	小学校音楽祭 银杏祭 校内マラソン大会
11 月	いじめ見逃しゼロ強調月間 QU 検査 深めよう絆スクール集会 教育相談②
12 月	
1 月	書き初め大会
2 月	縄跳び大会 教育相談③ ひめさゆり体験活動Ⅲ
3 月	6年生を送る会 卒業式

（2）小中一貫教育に基づく社会性育成のための取組

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止のための教育活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

<主な取組>

- ・社会性の育成…小中一貫教育に基づく小小連携・小中交流活動、縦割り班活動、地域連携活動（いじめ見逃しゼロ運動）（深めよう絆スクール集会）（SSTの実施）
- ・自治能力の育成…児童会活動、町内活動での自主的計画運営活動
- ・学級づくり…SGEを取り入れた特別活動、行事を通してのグループ活動の充実
QUにかかる取組による計画的実践
- ・授業づくり…関わり合いのある授業、授業のユニバーサルデザイン化、授業規律の明確化
- ・道徳教育…体験的活動による豊かな感性の醸成、自己有用感と命を大切にする心の育成
- ・人権教育…「生きる」等を活用した授業の充実、互いに認め合い支え合う学校環境づくり

4 いじめ防止の早期発見のための手立て

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

<主な取組>

- ・職員の情報交換…気になる表情や言動等の日常的情報交換、毎週の職員終会
- ・家庭との連携…連絡帳、電話、家庭訪問
- ・いじめ実態調査…定期生活アンケートの実施
- ・教育相談…生活アンケートに基づく相談会、チャンス相談・声かけ運動の実施
- ・Q-U …学級満足度、学校生活意欲度、ソーシャルスキルの診断
- ・カウンセリング…スクールカウンセラー、各種相談・支援機関の活用
- ・児童会の活動…縦割り班活動の充実

5 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童のケアを最優先に掲げ、当該児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。

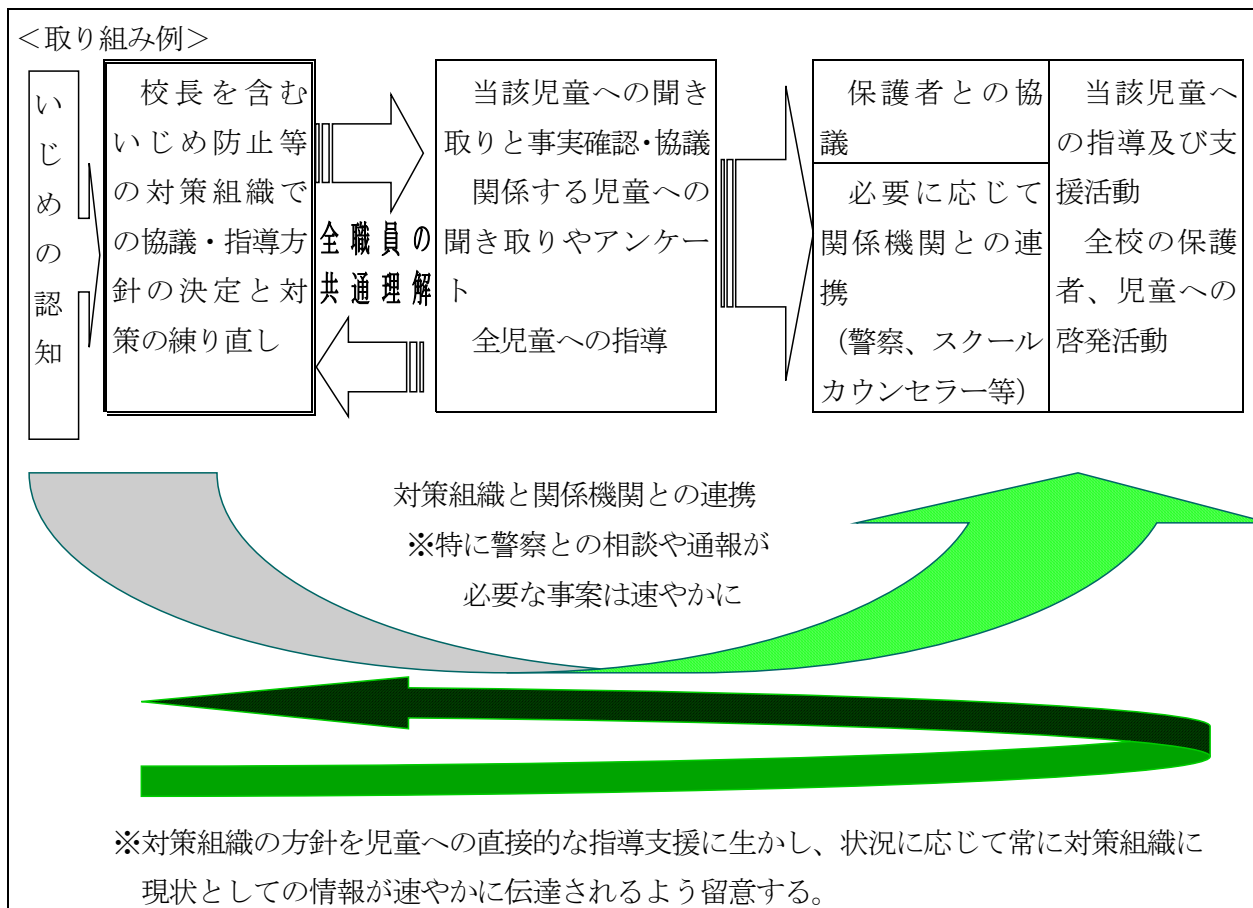
また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

※いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

※被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。



6 いじめ防止等のための組織について

- (1) 名 称 この組織を「笹岡小学校いじめ防止推進会議」とする。
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、関係担任を構成員とする。
※事案によっては警察のスクールサポーター、スクールカウンセラー、学識経験者、PTA役員、自治会役員等を特別構成員とする。
- (3) 組織の具体的な役割
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

7 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の意味

- ① 「いじめにより」当該学校に在籍する児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、前述に掲げた児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

< 状況の例 >

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・ 自殺を企図した場合 | ・ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・ 金品等に重大な被害を被った場合 | ・ 精神性の疾患を発症した場合 |

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされているとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態としての認知と調査

① 重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合にはそのすべてを教育委員会に報告する。その中にあって、重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

② 重大事態の調査及び対応

重大事態については教育委員会が学校との連携作業によってその事態に対処するとともに、速やかに、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

教育委員会はその調査を行ったときは、当該調査に係る児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係について、適時・適切な方法で提供するものとする。

8 その他の学校の取組

- (1) いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- (2) いじめ防止等のため、学校運営協議会、PTA、自治会、育成会と連携していじめ防止等のための取組を強化する。
- (3) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (4) いじめ防止等にかかる上記の取組について「いじめ防止推進会議」において、PDCA サイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。